

## 外洋艇セールナンバー登録規則ガイドライン

本ガイドラインは、外洋艇セールナンバー登録規則、細則を補足する。

ここでいう加盟団体会員は、JSAF 会員登録をしている加盟団体会員をいう。

### 1. 登録できる艇

- 1) 船舶検査証を有している外洋ヨット
- 2) レースなどの運営を支援する加盟団体会員および加盟団体所有のモーターボート

### 2. 登録艇リストを、JSAF ホームページ【Member/外洋艇登録】にアップする。

登録停止、更新のない艇はリストから削除する。

### 3. 登録申込先及び問合せ先

#### 1) オーナーが JSAF 会員(加盟団体会員)

- ・加入している、または加入する加盟団体事務局経由(所定の用紙：艇登録申込書等による)もしくは JSAF ホームページ【Member/会員登録・更新】ページから申し込む。
- ・問合せ先：所属加盟団体事務局

#### 2) オーナーが JSAF 会員(加盟団体会員以外)

- ・JSAF 直接登録
- ・問合せ先：外洋艇登録事務局

#### 3) オーナーが JSAF 会員でない方(非会員)

- ・専用 Web ページから申し込む。

##### 【申込記載での注意事項】

1. 艇名：船検証の記載の通り
2. オーナー名＝登録者
  - 個人所有の場合は所有者
  - 法人の場合は管理責任者
  - 共同所有の場合は代表者
3. 船体識別番号：船検手帳を参照
4. (任意) 艇を横から撮影した写真 1 枚 (ヨットの場合はセールを張った状態でセールナンバーが確認できる写真)

- ・問合せ先：外洋艇登録事務局

### 4. 艇登録番号 (セールナンバー) の交付

艇の所有者が変更になってもその艇に交付されたセールナンバーは変わらないことを原則とする。

#### 1) 新規登録

- ・最新のナンバーを交付する。
- ・クラス協会艇

クラス協会の艇が外洋艇登録をするときは、新たにナンバーの発行を受ける。

クラス協会固有の番号で登録を希望する場合はクラス協会に登録する。

クラス協会の艇が本来持っている固有ナンバーで外洋艇登録をするときは、セールからクラス協会のマークを剥がすこと。ただし、その番号の使用艇がない場合に限る。

- ・オーナーが加盟団体会員の場合は予約金を納入し、最新交付ナンバーから100番先までのナンバーを予約できる。(6. 登録諸費用及び諸費用の料金表、及び7. ナンバー予約及び決定の手順による。)
- ・特殊ナンバーについては追加交付料金を別に定める。(交付料金は料金表による。)

## 2) 再登録 (過去に登録された艇の再登録)

- ・過去に登録履歴の有る艇は過去に登録されたセールナンバーでの再登録ができる。但し、そのナンバーが他の艇で登録されていないことが登録台帳で確認されたことを条件とする。
- ・そのナンバーが他艇で登録されている場合は新規に最新ナンバーを交付する。

## 3) セールナンバーの再交付

- ・オーナーが加盟団体会員の場合、艇の買い替え (代替) においてはそれまで登録していた艇のセールナンバーを新艇に交付することができる。  
この場合、旧艇の再登録とナンバー再交付料の納入が必要となる。(料金は料金表による。)
- ・上記については、2艇目以上を購入した時も新艇に旧艇のナンバーを交付することができる。
- ・廃船又は登録更新が継続されていない艇のナンバーを他艇に再交付することはできない。
- ・旧艇のセールナンバー停止届とともに、誓約書承諾の上、必ず写真を提出すること。

## 4) セールナンバーの表示

- ・登録番号 (セールナンバー) は、使用するセールなどに表示しなければならない。表示方法はRRS77及び付則Gの規則に準ずるものとする。
- ・各クラス協会で交付されているナンバーに記号を付加して登録している場合、付加された記号を表示する必要はない。

5. 艇のオーナー又は代表者 (共同所有の場合は代表者、法人にあっては艇の管理責任者、以下オーナーという) は連絡先に変更があった場合には、オーナーが加盟団体会員の場合は加盟団体経由で、加盟団体会員でない場合は直接外洋艇登録事務局に届け出ること。

## 6. 登録費用及び諸費用の料金表

登録料金内訳	オーナーが加盟団体会員	オーナーが加盟団体会員以外
新規登録料	3,000 円	3,000 円
登録更新料	3,000 円	3,000 円
<b>その他の費用</b>		
ナンバー予約料	10,000 円	対象外
旧艇のナンバー再交付料金	50,000 円	対象外
特殊ナンバーA	50,000 円	対象外
特殊ナンバーB	30,000 円	対象外
特殊ナンバーC	10,000 円	対象外

1) ナンバー再交付の条件

- ① 艇の買い替え時（増艇の場合もこれを認める。）
- ② 申請時に旧艇が登録されていること。
- ③ 旧艇の再登録

2) 特殊ナンバーの内訳

① 特殊ナンバーA

- ・ゼロが3桁連続している番号  
例：7000番、8000番

② 特殊ナンバーB

- ・3桁ともゼロ以外の同じ数字が連続している番号  
例：6999番、7111番、7222番
- ・2桁目と3桁目が同一且つ1桁目と4桁目が同一の番号  
例：6996番、7007番、7117番、7227番

③ 特殊ナンバーC

- ・特殊ナンバーAとB以外の番号  
例：個人の誕生日等に由来する番号

3) 予約金は抽選に落選した場合以外は返金しない。

7. ナンバー予約及び決定の手順

- ① 外洋艇登録事務局に予約希望番号と共に10,000円を添えて申し込む。
- ② 外洋艇登録事務局は、毎月末の登録状況及び予約可能なナンバーを翌月の初めにJSAFホームページ【外洋艇登録】に掲載する。
- ③ 予約は毎月20日で締め切り、ナンバーを決定する。  
予約者が複数の場合は公平に抽選で決定する。

8. 艇の登録停止

売却及び廃船で艇の登録を停止するときは、外洋艇登録事務局に届け出ること。  
加盟団体会員は、団体経由で提出する。

本ガイドラインは外洋常任委員会の議決がなければ変更することはできない。

以上  
2021/8/1